

2014年4月17日 341号

# 共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jp> mail: [move@zenroren.gr.jp](mailto:move@zenroren.gr.jp)

## 改憲手続き法改定案審議入り ー問題点先送りー



自民、公明、民主、維新、結い、生活の7党は、国民投票法=改憲手続法改定案を8日共同提出しました。自民党は17、24両日に質疑を実施し、24日中に採決する日程を提案するなど、今国会中に成立させることを狙っています。

改憲手続き法は、2007年の第1次安倍内閣時に自民、公明両党が国民の反対を押し切って強行成立させたものです。日本共産党等は、9条改憲の条件づくりだとして同法に反対しました。その際、与野党の議論が折り合わなかった課題が、「3つの宿題」(①投票年齢の確定、②公務員の政治的

的行為の規制緩和、③国民投票の対象拡大)として法律の付則に盛り込まれました。

しかし、成立から3年後の2010年5月に施行されはしたものの、法律で義務付けられていた選挙権年齢や成年年齢などの18歳への引き下げ等には、政府や自民党内からの抵抗も強く、まったく手がつけていません。現在、法律はあっても、実際には国民投票はできない状態にあります。これを「打開」し、国民投票ができるようにしようと、自民、公明など7党が8日に共同提出したのが、改定案ですが、「3つの宿題」などの問題点は先送りする内容となっています。

### 選挙年齢18歳以上にすることを先延ばし

もともと改憲手続き法案を審議した当時の憲法調査特別委員会での推進派の議論は、個人を選ぶ選挙とは違い、憲法にかかわる国民投票なのだから、投票権年齢は可能な限り引き下げ、公務員も含めできるだけ多くの国民の運動参加を保障しようというものでした。その結果つくられた現行法では、当初20歳以上としていた投票権年齢も18歳以上に引き下げ、さらに施行後3年以内(2010年5月まで)に選挙権年齢、成年年齢(20歳以上)も18歳に引き下げることが義務づけられていたのです。ところが改定案は、18歳以上にすることを改定法施行後4年間先延ばしにして当面20歳にしたうえ、選挙権年齢の18歳への引き下げは「検討」するというだけです。

### 公務員には新たな制限を加え、最低投票率の規定もない

その上、公務員の国民投票運動については、裁判官などを除く公務員が行うことを容認する一方、組織的な勧誘運動の規制は「法施行後速やかに法制上の措置を講じる」などと、新たな制限まで加えています。そして、国民投票の対象拡大については今後検討するとしています。さらに、現行法には国民投票の最低投票率の規定すらなく、1割、2割の国民の賛成でも改憲案が通ってしまうという根本的な問題点は、何の見直しもしようとしていません。

ともかく改憲しやすくしようという改定案は、二重三重に憲法、国民主権をないがしろにするものです。今、国民は改憲の国民投票ができないことで何も困っていません。国民は改憲を求めているからです。課題を先送りする、「まずは改憲ありき」で出された今回の法案は廃案にすべきです。

## 共産・社民「全党合意の『確認事項』に戻るべき」と主張

### ー選挙制度改革について衆院議長と会談ー

自民党、公明党など8党が設置を求めている衆院の選挙制度改革のための「第三者機関」について、伊吹衆院議長は日本共産党と社民党の意見を聞く会談を、14日に国会内で行いました。8日の与野党書記局長・幹事長会談で、伊吹衆院議長が「共産、社民の意見も聞いてみよう」と述べたことを受けて、実施されたものです。

日本共産党からは山下書記局長、社民党からは又市幹事長が出席、赤松衆院副議長、逢沢衆院議運委員長、日本共産党穀田国対委員長、社民党吉川副幹事長が同席しました。

会談では日本共産党の山下氏が、2011年10月からすべての政党・会派が参加した実務者による協議を積み重ね、13年6月25日に全党が「確認事項」を合意した経過を説明しました。そして「現行の並



立制の功罪を広く評価・検証し「抜本的な見直しについて、参院選挙後速やかに各党間の協議を再開し、結論を得る」とした「確認事項」の内容を読み上げ、「29回の実務者協議で全党が合意した唯一の『確認事項』に反することを一部の党がやっているところに問題がある。昨年の6月の『確認事項』に戻るべきだ」と主張しました。

その上で山下氏は「『第3者機関』に丸投げすることは国会の責任放棄になる」と設置に反対し、「選挙制度は民主主義の土俵を決め、国民の参加権にかかわる重大な問題だ。一部の政党で決め、押し付けることは許されない」と述べました。

社民党の又市幹事長も同様の趣旨の発言を行いました。これに伊吹議長は「共産・社民の意見はお聞きしました」と答えたいうで、昨年6月の「確認事項」について「8党の幹事長に事実を確認したい」と述べました。

## 11 団体

## 民意を反映する選挙制度を求める

### 院内集会 & 議員要請行動を計画

憲法会議、全労連、自由法曹団等で構成する「11団体」は、16日に相談会を開催し、国会情勢の共有、当面の運動について意思統一。5月14日に「小選挙区制度を廃止し、民意の反映する選挙制度の実現を求める院内集会&議員要請」にとりくむことを決めました。

## 秘密保護法廃止求める意見書採択広がる ～全国127議会～

秘密保護法成立の廃止、凍結を求める意見書を採択した市町村議会が全国で127自治体にのぼることが日本共産党の調べでわかりました。そのうち73市町村は今年の3月議会で採択しており、全国各地で秘密保護法廃止を求めるとりくみが引き続きすすめられていることを示しています。

都道府県別では北海道が45市町村と極めて多く、さらに長野県の17市町村、高知県の13市町村、沖縄県の9町村、福島県の6市町などと続いています。

福島県桑折町議会の意見書は東電福島第1原発事故に言及。核施設への“テロ活動防止”を口実に、国民の生命と財産を守る情報が「特定秘密」に指定される可能性が極めて高いとして、内部告発や取材活動を萎縮させる同法は「民主主義を根底から覆してファシズムへの道につながる」と警告し、「一旦廃止」を要求しています。また、埼玉県小鹿野町の意見書は「『適性評価』は思想信条の自由やプライバシー権を侵し、国民の目と耳をふさぐ『憲法改悪の先取り』」と指摘。さらに茨城県取手市の意見書は「国民の知る権利・表現の自由を奪うなど、国民主権・民主主義とは相容れない憲法違反の内容」と批判しています。

各地でさらに意見書採択に向けてとりくみを強めましょう。

抗議集中を！

## 高知

## 土佐電鉄“憲法9条号”の運行拒否



昨年の5月から7月の3か間、高知憲法会議、高知県平和委員会、高知県労連は、土佐電鉄の路面電車に「憲法9条号」「守ろう9条・世界の宝!!」と書かれた“憲法9条号”を走らせました。平和護憲ネットワーク高知、平和運動センター、連合高知が2006年から取り組んできた「平和憲法号」とも呼応したものです。

しかし今年、土佐電鉄は中止を決めました。土佐電鉄によると、乗客から抗議が電話やメールで数件ずつ寄せられ、対応を協議。「意見広告は内規で禁じている。『平和憲法号』なども世論が変われば意見広告ととられることもあり、政治的な問題になってしまったので運行は中止する」としました。

高知県労連は、『守ろう憲法9条』『世界の宝』もごく当たり前のこと。特定の政治課題とは違う。憲法は国の基本、公務員も憲法を守ることを宣誓している。偏った主張ではない」と抗議しました。

電話、FAX、メールで抗議と「激励」のメッセージの集中を。

\* Tel 088-833-7111 \* Fax 088-833-7150

\* 土佐電鉄ホームページ <http://www.tosaden.co.jp/mail/>



憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を！